

論点に対する回答（厚生労働省）

| | |
|---|--|
| 重点分野 | 営業の許可・認可に係る手続 |
| 省庁名 | 厚生労働省 |
| 論点 | <p>1. 再生医療等の安全性の確保等に関する法律</p> <p>① 基本計画では「これ以上のコスト削減は不適當かつ困難である」とされているが、省令で定められた申請様式上、押印を求めているが、見直す余地はないか。安全性の確保を求める趣旨の法律であると承知するが、押印により真正性・本人確認が厳格に担保されていると考えているのか。（評価基準 1－②関係、自己点検結果 C）</p> <p>② 「独自の電子システム上で提出様式を作成・編集」でき、添付書類のアップロードもシステム上から可能であると承知するが、届出自体をオンラインで完結する仕組みを設けることも技術的には可能であると考えられる。本法律に基づく手続につき、</p> <p>（1）郵送での申請は可能なのか。</p> <p>（2）オンラインでの申請につき、検討の余地はないのか。</p> <p>（評価基準 4 関係、自己点検結果 B）</p> |
| <p>【回 答】</p> <p>① 当法律にて規定する各手続は、省令にて様式を示しており、再生医療等の安全な提供、医療の質及び保健衛生の確保という観点から、申請者（申請者が組織である場合は、組織体として）の意思決定の確認を行うための手段として押印を求めている。</p> <p>真正性・本人確認・意思確認が必要と考えているため、現時点で法令を見直すことは考えていないが、内閣官房において、2017 年度末までに押印見直しに関する方針、2018 年度を目途に、「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」（平成 22 年 8 月 31 日 CIO 連絡会議決定）の見直しが行われるとのことなので、その見直しを踏まえて対応を検討してまいりたい。</p> <p>②</p> <p>（1）郵送での申請は可能である。</p> <p>（2）再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく手続は、平成 26 年に制度運用が開始してから、押印の確認を行うために、申請書を紙で提出することを求めてきた。当該申請書の作成支援を行うためのシステムについては整備を進めてきたが、それをオンラインで完結する仕組みとすることについては、費用対効果も勘案しつつ、今後の押印の見直しに沿って、将来的に必要性を検討していく。</p> | |

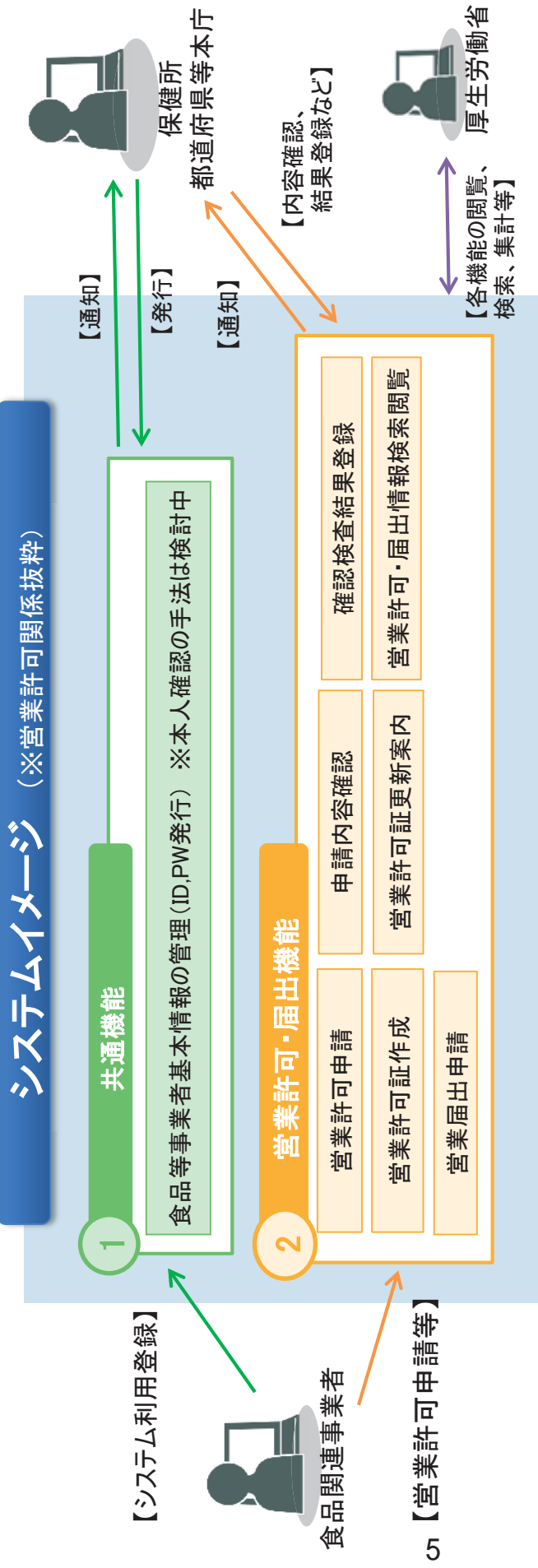
| | |
|---|--|
| 重点分野 | 営業の許可・認可に係る手続 |
| 省庁名 | 厚生労働省 |
| 論点 | <p>2. 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p> <p>③ 削減方策として資料提出・許可証等の郵送化が掲げられているが、郵送率 50%、30%は可能なのか。現状で、郵送による届出はどの程度か。そもそも、デジタルファーストの観点から、電子申請手続につき、導入を検討する余地はないのか（薬局の休廃止等の届出：13 万件/年）。（評価基準 4 関係、自己点検結果 B, C）</p> <p>④ 薬局開設の許可にかかる標準処理期間や審査基準について、地方自治体により HP に公表している場合と非公表にしている場合があるとのことだが、厚生労働省から基本的な考え方は示しているのか。 また、標準処理期間や技術的助言の公表につき、地方公共団体に働き掛けることはできないのか。（評価基準 3-③、3-④関係、自己点検結果 C）</p> |
| <p>【回答】</p> <p>③ 厚生労働省としては、既に省令や通知等により申請等の様式の統一や一度提出した資料の再度の提出不要化に取り組んでいるため、その他に考えられる手段として、郵送化について高い目標を設定している。平成 29 年 11 月に各地方自治体へ郵送化の推進の協力依頼を行ったところ、平成 29 年 12 月時点で郵送により届出等が行われている割合は約 10.6%であったが、今後夏頃に地方自治体に対して取組状況のフォローアップとともに、取り組むべき内容の周知徹底を行い、郵送率の向上に取り組んでまいりたい。</p> <p>また、電子申請の導入については、平成 31 年度より押印を原則不要とすること等、行政手続全般の議論を踏まえた上で、検討していくものと考ええる。まずは、現状で出来ることとして、省令で定めている申請等の様式を厚生労働省の HP 上で地方自治体や事業者にお示しすることや、電子メールの送受信、CD-R、USBメモリ等の電子媒体を活用した申請の開始等、電子申請導入を見据えた環境整備を進めていただくよう働きかけてまいりたい。</p> <p>④ 薬局開設の許可にかかる標準処理期間については、実際に許可事務を行う地方自治体の人員体制等によって異なると考えられるため、国としての統一的な考えは示していないが、審査基準については、これまでも通知や Q&A 等の形で地方自治体へ提示し周知を行っているところであり、今般、</p> | |

それらを厚生労働省のHPに改めて掲載し、通知やQ&Aに記載した事項については統一した対応を行うよう地方自治体へ事務連絡による周知を行う。

加えて、HPで標準処理期間や審査基準を公表していない地方自治体に対しては、可能な限り公表いただけるよう、機会を捉えて働きかけてまいりたい。

| | |
|--|---|
| 重点分野 | 営業の許可・認可に係る手続 |
| 省庁名 | 厚生労働省 |
| 論点 | <p>3. 食品衛生法</p> <p>⑤ 食品衛生法関係の手続につき、全国統一のオンラインシステムを構築する予定があると承知するが、システムの仕様や構築のスケジュールにつき、教示いただきたい。</p> <p>また、システム導入により様式も統一されると考えてよいか。(評価基準3-①、4、5関係、自己点検結果C)</p> |
| <p>【回答】</p> <p>⑤ 現在、営業許可制度の見直しも含めた食品衛生法の改正に向けた準備を行っており、法改正の内容も前提に、システム導入に向けた準備を進めている。</p> <p>システムは、事業者、自治体及び厚生労働省をつなぎ、事業者がオンライン上のシステムを通じて自治体に営業許可の申請等を行い、自治体は、システム上で申請内容を確認し、実地検査結果の登録等を経て、営業許可証の作成等を行うほか、自治体や厚生労働省は、許可情報等の検索、閲覧等を行うことができる。</p> <p>システム構築のスケジュールとしては、平成30年度から開発に着手し、平成31年度中にシステムの開発を終了した後、平成31年度後半から随時自治体のシステムとの連携テスト等を行っていく予定であり、本格運用は平成33年度となることが見込まれる。</p> <p>申請等の様式については、営業許可の施設基準を国が示した上で、申請等はシステム上で行うことから、申請等が必要な事項は基本的に統一されることとなると考えている。</p> | |

食品衛生申請等システム(仮称)について



※ 利用機能等に応じて利用可能な機能を制御予定。

※ 食品衛生申請等システムから必要データを取り出し、自治体が所有する既存の管理システム(台帳システムなど)で活用できるように仕様とすることを検討中。

スケジュール(案)

- 平成29年度から平成30年度前半にかけて、仕様書作成・調達予定。
- 平成30年度後半から平成31年度前半にかけてシステム開発に着手予定。
- 平成31年度後半から随時システムの連携テスト、事業者へのID・パスワード発行等を行っていき、テスト運用を経て、平成33年度から本格運用を開始する予定。

| | |
|---|--|
| 重点分野 | 営業の許可・認可に係る手続 |
| 省庁名 | 厚生労働省 |
| 論点 | <p>4. 美容師法、理容師法、旅館業法</p> <p>⑥ 美容師法、理容師法及び旅館業法については、経済団体などから「担当者ごとに判断基準が異なる」といった事例が指摘されている。いわゆるローカルルールにつき、まずは実態把握に取り掛かる考えはないか。また、厚生労働省としても、より明確なガイドラインを示すことは考えられないか。(評価基準3-②関係、自己点検結果C)</p> |
| <p>【回答】</p> <p>⑥ 同一自治体における事務手続きについては、同一の基準に従い運用されるものであると承知しており、仮に、同一自治体において担当者ごとに判断基準が異なる事態があるのであれば、基本的には当該自治体において対応すべき課題であると考えている。</p> <p>美容師法、理容師法、旅館業法に係る事務については、自治事務である上、衛生基準等について地域の実情を踏まえた条例を定めることが法令上可能となっており、一部自治体がそうした条例を制定することによって、結果的に地域間で対応にばらつきが出ることについては、地方分権を進める観点からも制度上想定される事態であると理解している。</p> <p>また、国として、美容師法、理容師法、旅館業法のガイドラインとして衛生等管理要領を既に定めており、明確な法令等の考え方を示しているところであり、さらに細かい事項や個別の事項について自治体担当者から照会があった場合には、当該疑義照会に対して日常的に丁寧に対応し、疑義が多い場合はQ & Aのすみやかな発出等により対応すべきものと考えており、今後とも国として丁寧に対応してまいりたい。</p> | |

| | |
|------|---|
| 重点分野 | 営業の許可・認可に係る手続 |
| 省庁名 | 厚生労働省 |
| 論点 | <p>5. 児童福祉法</p> <p>⑦ 基本計画で削減方策として「申請様式の標準的様式の作成・周知」が掲げられているが、標準的様式の作成に当たっては、「記入項目選択方式」（「営業の許可・認可に関する手続の簡素化の観点と評価基準」3-①参照）につき、検討いただけないか。（評価基準3-①関係、自己点検結果A）</p> <p>⑧ 放課後児童健全育成事業に関しては自治事務であり、国が強制力をもって規制することができる事務ではないなどとして、ほぼすべての項目で特段の取組が予定されておらず「C」となっている。自治事務でも自治体の協力を得て行政手続簡素化に取り組もうとする事例は少なからずあり、例えば、本人確認（押印）の在り方の見直しや、記載方法の見直しなど、取り組むべき事項はあるのではないか。</p> |

【回答】

⑦ 標準的様式の策定に当たっては、いくつかの自治体の様式を参考の上、標準的様式を策定し、各自治体に対し通知することを想定しています。その際、各自治体の個別具体的な事情に対応できるような様式にする必要があると考えています。

⑧ 放課後児童健全育成事業については、自治事務である上、地域の実情を踏まえた条例等を定めることが法令上可能となっており、地域間で対応にばらつきが出ることについては、制度上想定されている。地方分権の観点から様式の統一、「ローカルルール」の是正に当たっては、地方自治体の意見をよく聞いて検討することが必要となっている。

国としては、現在の計画にあるように、自治体の理解・協力を得て、「様式をインターネットで入手できるようにすること」や「届出を郵送や電子メールで行えるようにすること」に加え、ご指摘を踏まえ、届出様式例の、本人確認（押印）のあり方の見直しなどについて今後検討したい。

【参考】

○児童福祉法

第三十四条の八 ○2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

○児童福祉法施行規則

第三十六条の三十二の二 法第三十四条の八第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 三 定款その他の基本約款
- 四 運営規程
- 五 職員の定数及び職務の内容
- 六 主な職員の氏名及び経歴
- 七 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 九 事業開始の予定年月日

○2 法第三十四条の八第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十七条 法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称、種類及び位置
- 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 三 運営の方法（保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程）
- 三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
- 四 収支予算書
- 五 事業開始の予定年月日

② 法第三十五条第四項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。

③ 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- 二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあつては、その法人格を有することを証する書類
- 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

| | |
|--|--|
| 重点分野 | 営業の許可・認可に係る手続 |
| 省庁名 | 厚生労働省 |
| 論点 | <p>6. 障害者総合支援法</p> <p>⑨ 障害福祉サービス事業者の変更の届出につき、削減方策として郵送による書類提出の原則化が掲げられているが、現状で、郵送による届出はどの程度か。また、100%の郵送率を目指すのか。そもそも、デジタルファーストの観点から、電子申請手続につき、導入を検討する余地はないのか（手続件数 14 万件/年）。（評価基準 4 関係、自己点検結果 B）</p> |
| <p>【回答】</p> <p>○ 郵送により提出される変更の届出の程度については、正確な件数を把握しているものではないが、指定権者である都道府県等ごとにその実態が異なるものと承知している。</p> <p>○ 障害福祉サービス事業者の指定等の手続において、電子申請の仕組みが各都道府県等において整備されていない現状を踏まえ、一方で、「行政手続コスト」削減のための基本計画の期間である 3 年の間に事務手続を軽減する観点から、今般、基本計画において郵送による書類提出を原則化しているものである。</p> <p>○ 電子申請手続の導入については、その導入に伴う影響等を踏まえつつ、今後対応を検討してまいりたい。</p> | |